

死して後已む―諸葛亮の漢代的精神

渡邊 義浩

はじめに

『三國志演義』では、神算鬼謀の軍師に描かれる諸葛亮は、史実では、公正無私の厳格な政治家である。人口に膾炙している「泣いて馬謖を斬る」という言葉は、諸葛亮の公正さとともに法の適用の厳格さを示す。かつて、中国ではかかる法の重視を論拠に、諸葛亮を法家と捉える研究も多かった。^(一)しかし、近年では、余明侠『一九九六』のように、諸葛亮の法制思想は儒家と法家の長所をともに採用したものである、という見解が多く見られる。^(二)果たして、諸葛亮の思想は、儒家と法家の融合なのであるか。諸葛亮の学問の形成過程から、この問題を考える必要があるだろう。

一方、日本では、林田慎之助（一九八九）^(三)が、諸葛亮を荀彧・孔融と同様の「清流派」知識人として理解する。^(四)しかし、「清流派」という括り方の有効性には疑問があり、^(五)何よりも林田の論では諸葛亮個人の思想的な独自性が描き出されていない。

儒教一尊であった後漢「儒教国家」^(五)の崩壊を受けて、諸葛亮はいかなる思想的な背景により、蜀漢政権の樹立に主体的に関わりを持ったのであろうか。本節は、諸葛亮の思想的な位置づけを解明するとともに、それを通じて、後漢末から三國時代における思想状況を垣間見ることが目的とするものである。

一、水魚の交わり

諸葛亮、字は孔明、徐州琅邪郡陽都縣の人である。祖に前漢の司隸校尉たる諸葛豊を持ち、父珪は泰山郡の丞になつたというから、豪族層の出身と考えてよい。^(六)しかし、諸葛亮は豪族として有していたであろう経済力や軍事力に依拠せず、名声を存立基盤とする「名士」として生きた。^(七)幼い弟と共に故郷である徐州の「亂を荊州に避」けたためである。徐州の混乱とは、興平元（一九四）年、曹操が徐州で繰り広げた大虐殺を指す。^(八)諸葛亮は十七歳であつた。

徐州牧の陶謙は、袁術・公孫瓚と結び、袁紹・曹操と対立関係にあつた。兗州に拠点を得た曹操が、迎えようとした父の曹嵩を襲撃して、曹操を挑発したのである。これに怒つた曹操は、徐州に進撃して官民を問わず老若男女を虐殺した。これにより、諸葛亮は故郷を追われた。生涯を貫く反曹の精神は、ここに定まつた。^(九)

時代は「漢」を見放しつゝあつた。黄巾の乱は火徳の漢に代わる土徳の天下の招来を宣揚していた。^(一〇)「漢」の正統性を支えてきた儒教においても、應劭は革命を是認していたし、仲長統は漢の滅亡の必然を説いた。^(一一)蜀漢政権の成立後においても、李嚴は、劉備の諸葛亮への遺言である「君自ら取るべし」を踏まえ、皇帝即位の前提となる九錫を受けよう諸葛亮に勧めている。蜀漢を滅ぼせと言うのだ。『三國志』卷四十 李嚴傳注引『諸葛亮集』に、

吾と足下は相知ること久しも、復た相解せざる可し。足下方に誨ふるに國を光かすを以てし、之を戒むるに拘ることなきの道を以てす。是を以て未だ黙するを得ざるのみ。吾本東方の下士、先帝に誤用せられ、位人臣を極め、祿百億を賜ふ。今討賊未だ效あらず、知己未だ答へず。而るに寵を齊・晉に方べ、坐して自ら貴大なるは、其の義に非ざるなり。若し魏を滅ぼし叡を斬り、帝は故居に還られ、諸子と並び升らば、十命と雖も受

くべし、況んや九においてをや。

とあるように、諸葛亮は李嚴の申し出を諧謔を交えながら断ることになる。^(二一)

もちろん、すべての人びとが「漢」を見放したわけではない。後漢末に何休は、『春秋公羊解詁』の中で「聖漢」の正統性を主張し続けている。^(二二) 諸葛亮は、その一生を「漢」の復興に捧げた。徐州大虐殺により抱いた青年期の反曹の思いは、「漢」の復興という信念を揺るぎなきものとしたのである。

諸葛亮が向かった荊州の支配者は、後漢帝室の一族である劉表であった。劉表政権は、襄陽の「名士」蔡瑁や南陽の「名士」蒯越らに支えられ安定していた。諸葛亮には、劉表を輔佐して「漢」を復興するという選択肢もあった。諸葛亮は、蔡瑁のめいを妻としていた。そのほか、弟の均には習氏から妻を迎え、姉を龐徳公の子龐山民に嫁がせ、襄陽を代表する豪族と婚姻関係を結んでいたのである。劉表政権に参加して、それなりの地位に就くことは難しくなかったはずである。しかし、諸葛亮は劉表には仕えなかった。

劉表の支配は「寛」治であった。^(二三) 後漢「儒教国家」が推進した「寛」治は、豪族が郷里社会で力を伸ばしても、それを取り締まらずに利用する。『尚書』堯典の「五教在寛」を典拠とする「寛」治は、歴代皇帝の詔や地方官の統治の評価に「寛」が頻出するように、後漢の支配の理想型であった。^(二四) しかし、劉表と同様に「寛」治を行った袁紹を、曹操を幕僚である郭嘉が「漢末、政寛に失すも、(袁)紹は寛を以て寛を濟はんとす、故に攝ず」(『三國志』卷十四郭嘉傳注引『傅子』)と批判するように、「寛」治は、もはやその有効性を失っていた。劉表を評価しなかった者は、諸葛亮だけではない。和洽が「昏世の主」、裴潛が「霸王の才に非ず」、杜襲が「撥亂の主」ではない、と評したように(『三國志』卷二十三和洽傳・裴潛傳・杜襲傳)、劉表を主となすに足らぬ人物と考える者は多かった。

こうした諸葛亮と劉表との距離感を「梟雄」劉備が見逃すはずはない。劉備は、漢の一族と称するものの、実態は

武力だけを頼りに群雄の間を転々とする傭兵隊長に過ぎず、当時は荊州牧劉表の客将となっていた。その間、劉備は徐州に迎えられたこともあった。曹操が虐殺を繰り返した直後の徐州である。諸葛亮は、齊の歌謡である「梁父吟」を口ずさみ、自らを管仲・樂毅に比していたという（『三國志』卷三十五 諸葛亮傳）。両者とも齊、つまり徐州と深い関わりを持つ人士である。徐州への思いは深い。虐殺後の徐州に選ばれた支配者、劉備に諸葛亮も強い関心を持つたであろう。

徐庶を仲介とする「せめぎあい」により、三顧の札を尽くさせられた劉備は、諸葛亮を集団に迎える。^(二五)このち劉備は、荊州南部を根拠地として初めて確保し、益州（蜀）に入って蜀漢政権を建国する。つまり、三顧の札を通じて劉備は、關羽・張飛を中核とする傭兵集団から、「名士」を中核に据える集団へと組織を再編することにより、地域支配を安定させて根拠地を確保し、ついには政権を樹立したのである。「水魚の交わり」という言葉は、こうした集団の変容に不満を持つ關羽・張飛への言い訳である。魚に水が必要なように、集団に「名士」を欠く劉備は、諸葛亮を必要としたのである。

三顧の札により集団での厚遇を約束された諸葛亮は、劉備に出仕する。もちろん「漢」の復興のためである。劉氏による支配と「寛」治、後漢の儒教が正当化した二つの価値観の中で、諸葛亮は前者を再建するために、後者を拒否したのである。

二、臥龍

劉備に迎えられる以前、諸葛亮は荊州で「襄陽グループ」に属しながら、「荊州學」を学んでいた。司馬徽・徳公を指導者と仰ぐ「襄陽グループ」は、劉表とは一線を画しながらも、襄陽に規制力を持つ「名士」の集団で、諸葛亮・統・馬良・徐庶・崔州平・孟建などがその構成員である。劉備が諸葛亮に三顧の礼を尽くした理由は、この襄陽グループを構成する「名士」に自分を売り込む目的も含まれていた。^(二六)

諸葛亮が学んだ荊州學とは、劉表に仕えた宋忠・母を中心としながら、司馬徽など在野の学者をも含んで荊州に成立した新しい儒教である。荊州學は、後漢「儒教国家」を代表する鄭玄の經學に対する最初の異議申し立てで、魏晉經學の先駆けともなった。その内容は、三禮、就中『周禮』により諸經を体系化した鄭玄に対して、『春秋左氏傳』を經學の中心に位置づけるところに特徴を持つ。^(二七) 諸葛亮と同様、荊州學を学んだ尹默の学問について、『三國志』卷四十二 尹默傳には、

益部 多く今文を貴びて章句を崇ばず。(尹) 默 其の博からざるを知りて、乃ち遠く荊州に遊び、司馬德操・宋仲子らに古學を受く。皆 諸經史に通ず。又 左氏春秋に專精し、劉 の條例より、鄭衆・賈逵父子・陳元・服虔の注説、咸 略ぼ誦述し、復た本を按ぜず。

とある。荊州學が多くの經典を兼修する古文學で、『春秋左氏傳』をその中心とすること、多くの注釈を学びながら、鄭玄注は取らなかつたことを理解できよう。諸葛亮も、『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引郭沖『五事』に、

吾 武を統べて師を行るに、大信を以て本と爲す。原を得て信を失ふは、古人の惜む所なり。去る者は束装して以て期を待ち、妻子は鶴望して日を計る。征難に臨むと雖も、義の廢せざる所なり。

とあるように、『春秋左氏傳』僖公二十五年の「原城」の事例を典拠にして兵士の交替を実行している。荊州學で学んだ『春秋左氏傳』を実際の政治の場に生かしているのである。

また、荊州學では、実践を尊ぶ後漢末の儒教の潮流を受け、儒教を「經世濟民」に役立てることも重視していた。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引『襄陽記』に、

劉備 世事を司馬德操に訪ぬ。德操曰く、「儒生・俗士、豈時務を識らんや。時務を識る者は俊傑に在り。此の間 自ずから伏龍・鳳雛あり」と。備問ふに、「誰爲らんや」と。曰く、「諸葛孔明・士元なり」と。

とある。荊州學および「襄陽グループ」の指導者的立場にあつた司馬徽は、彼ら自身を単なる学者とは峻別し、時務を識る「俊傑」と位置づける。その司馬徽から次代を担う「名士」との意味で、「伏龍（あるいは臥龍、まだ世に現れていない龍）」と評価された者が諸葛亮なのである。同学の者が經典の章句に夢中となるのに反して、諸葛亮は大まかな意味を知るに止めていたという（『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引『魏略』）。重要なことは、經典の指し示す理想を実現することにある。受験勉強のような細かな知識の暗記には無いのだ。諸葛亮と並び、「鳳雛（まだ世に飛び立たない鳳）」と司馬徽に評されていた龐統が、「帝王の祕策」を好んで論じたのもそのためである（『三國志』卷三十七 統傳注引『吳錄』）。諸葛亮も常に、自らを管仲や樂毅に比したように、国家の経営を抱負としていた。劉備に出仕して赤壁の戦の経、入蜀して蜀漢政権を主体的に樹立した諸葛亮は、「經世濟民」の理想を実現するため、いかなる政策を展開したのであるうか。

三、泣いて馬謖を斬る

劉備の入蜀に際して、大きな役割を果たした者は、法正であつた。荊州を守備する諸葛亮が、信頼を持って入蜀に

同行させた「鳳雛」龐統は、羽ばたくことなく流れ矢により生涯を閉じた。蜀の平定後、法正は諸葛亮の厳格な政治を批判し、法刑を緩めることを勧めた。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引郭沖『五事』に、

亮の刑法 峻急にして、百姓を刻削し、君子・小人より咸 怨歎を懷く。法正 諫めて曰く、「昔 高祖 關に入るや、法三章を約し、秦の民徳を知る。今 君 威力を假借し、一州に跨據し、初めて其の國を有つも、未だ惠撫を垂れず。且つ客主の義、宜しく相降下すべし。願はくば刑を緩め禁を弛め、以て其の望を慰めん」と。

とある。法正が主張したものは、後漢「儒教国家」で行なわれてきた「寛」治である。諸葛亮は、これに強く反論する。『三國志』卷三十五 諸葛亮傳注引郭沖『五事』に続けて、

君は其の一を知りて、未だ其の二を知らず。秦は無道を以て、政は苛しく民は怨み、匹夫 大呼し、天下 土崩す。高祖 之に因らば、弘濟を以てすべし。劉璋は暗弱、焉より以來、累世の恩有り。文法 羈縻するも、互ひに相承奉し、徳政 擧がらず、威刑 肅まれず。之を寵むに位を以てし、位 極すれば則ち賤しみ、之を順ふるに恩を以てし、恩 竭れば則ち慢る。弊を致す所以は、實に此れに由る。吾 今 之を感するに法を以てし、法 行はれば則ち恩を知り、之を限るに爵を以てし、爵 加はれば則ち榮を知る。恩 榮 並び濟りて、上下 節有り。治を爲すの要、斯に於てか著はれん。

とある。諸葛亮は、劉焉・劉璋政權の懦弱な支配に慣れきった蜀を統治するためには、法が必要であると主張する。その際、劉焉・劉璋政權への批判の論拠となっている、「徳政 擧がらず、威刑 肅まれず」という用語は、荊州學の最重要視した經典である『春秋左氏傳』の隱公 傳十一年傳に、

君子謂ふ、「鄭の莊公、政刑を失ふ。政は以て民を治め、刑は以て邪を正すものなり。既に徳政無く、又威刑無し。是を以て邪に及べり。邪にして之を誣ふとも、將何の益かあらん」と。

とある記述を典拠とする。諸葛亮は、自己の価値基準の中核に『春秋左氏傳』を置いて、劉焉・劉璋政權の政治運営を批判しているのである。自らが行う政治の価値基準も、『春秋左氏傳』に求めたと考えてよい。

それでは、『春秋左氏傳』はどのような支配を正当とするのであろうか。混乱期の政治形態として、『春秋左氏傳』が正当視するものは「猛」政である。王符ら後漢末から三國時代にかけての儒者は、多く「猛」政を主張していた。^(一九)
『春秋左氏傳』昭公傳二十二年に、

仲尼曰く、「善きかな。政寛なれば則ち民慢。慢なれば則ち之を糾すに猛を以てす。猛なれば則ち民殘。殘なれば則ち之に施すに寛を以てす。寛を以て猛を濟ひ、猛を以て寛を濟はば、政是を以て和す」と。

とあり、孔子の言として、「寛」なる政治が弛緩した場合には、「猛」政によりこれを糾すべきことを伝えている。後漢「儒教国家」の「寛」治が弛緩した今こそ、「猛」政を推進すべきである。『春秋左氏傳』を重視する荊州學を学んだ諸葛亮は、「寛」治により弛緩した益州の支配を再建していくのである。

劉備が崩じて劉禪が即位すると、諸葛亮は丞相・録尚書事として、政治の全権を掌握した。諸葛亮の厳格な統治に対して、恩赦を惜しんでいるとの批判が挙がる。後漢時代の「寛」治では、恩赦が多く行われていたのである。諸葛亮は、先帝の言葉を引き、「赦」の濫発は決して政治に益のないことを述べる。『華陽國志』卷七 劉後主志に、

世を治むるには大徳を以てし、小惠を以てせず。故に匡衡・吳漢は赦を爲すを願はず。先帝も亦た言ふ、「吾陳元方・鄭康成の間に周旋し、毎に啓告せられ、治亂の道備はるも、曾て赦を語らざるなり」と。劉景升・李玉父子の若きは、歳歳赦宥するも、何ぞ治に益せん。

とある。諸葛亮に依れば、先帝劉備は若いころ陳紀・鄭玄から教えを受けたが、恩赦を語ったことはないという。大赦のような「寛」治は、墮落を招くだけである。^(二〇) ちなみに、劉備は死去に際して、劉禪に史書の『漢書』・經典の

『禮記』とともに、兵法書の『六韜』・法家の『商君書』を学ぶよう遺言している。さらに、諸葛亮が自ら書き写したものの劉禪に送る途中で亡失したとする法家の『申子』『韓非子』などを自ら求めて学ぶ必要性をも劉禪に言い遺している(『三國志』卷三十一先主傳注引『諸葛亮集』)。

『春秋左氏傳』の「寬猛相濟」を典拠とする「猛」政は、具体的な政治の場では法刑の重視となって顕在化する。しかし、「寬」治を正当化していた後漢の今文學は、法制の整備に熱心とは言い難かった。後漢後期以降の在野の古文學の儒者が法刑の必要性を説いていくなかで、最終的に鄭玄が律の章句を著し、それが西晋時代に利用されたことは、「猛」政に向けての儒教の内発的な展開を象徴する。諸葛亮が、法家の『申子』『韓非子』を劉禪に学ばせようとしたのは、法刑の充実を法家の思想に求めただけであって、周一良(一九七四)の如く、これを以て諸葛亮を法家思想の信奉者などと理解することはできないのである。

『春秋左氏傳』に基づく「猛」政を推進する便法として法家思想を尊重する一方で、諸葛亮は、自ら法令を編纂した。「蜀科」である。⁽¹¹¹⁾「蜀科」の編纂に携わった者は、諸葛亮・法正・劉巴・李嚴・伊籍であり、「寬」治を主張していた法正をあえて加えたほかは、すべて荊州出身という共通性を持つ(『三國志』卷三十八伊籍傳)。荊州學を背景としながら、「蜀科」という法典が編纂されたと考えてよいであろう。

「猛」政により内政を整えた諸葛亮は、曹魏への北伐を行うが、馬謖の命令違反により街亭で敗れた。軍法を犯した馬謖を泣いて斬ったとき諸葛亮は、『三國志』卷三十五諸葛亮傳に、

(諸葛亮、馬) 謖を戮して以て衆に謝す。上疏して曰く、「臣 弱才を以て、叨に據るに非ざるを竊み、親ら旄鉞を乗りて以て三軍を厲す。章を訓へ法を明らかにする能はず、事に臨んで懼れ、街亭に命に違ふの闕、箕谷に戒めざるの失有るに至る。咎は皆 臣の授任 方無きに在り。臣の明 人を知らず、事を恤むるに闇多し。春秋に

『師を責む』と。臣の職之に當る。請ふらくは自ら三等を貶して、以て厥の咎を督さん」と。

と、自らも三等降格して右將軍となった。その際、典拠とした春秋とは、『春秋左氏傳』宣公傳十二年に、

韓獻子 桓子に謂ひて曰く、「堯子、偏師を以て陥らば、子の罪大なり。子元帥爲り。師命を用ひざるは誰の罪ぞや。屬を失い師を亡はば、罪爲ること已だ重し……」と。

とあるものを指す。ここに諸葛亮が「猛」政の典拠である『春秋左氏傳』を基準として、法理論を構築していることを見ることができる。富谷至によれば、儒教の礼典の条文を法源にして、晋律は構成されているという。^(二四)かかる儒教を基礎にした律の形成を推進したものが「猛」政の尊重であり、諸葛亮の法刑の重視は、こうした儒教の内発的な展開の一事例と考えることができるのである。

四、器能を盡くせるに服す

諸葛亮の厳格ではあるが、公正な支配を益州は受け入れた。『三國志』卷四十一 楊洪傳に、「西土咸 諸葛亮の能く時人の器用を盡くせるに服するなり」とあり、諸葛亮の支配に対する益州の称賛を伝えている。支配への支持は、諸葛亮を中心とする荊州「名士」の集団に益州人士を組み込み、蜀漢「名士」社会を形成しながら、益州人士を政權の要職に抜擢していく人事政策の成功のほか、益州豪族の既得権を侵害しないための南中統治など経済面での配慮も理由とする。^(二五)そうした諸葛亮の統治の持つ多面的な要素の中から、ここでは、諸葛亮が益州の儒教にどのような対応をしたのかに問題を限定して、益州との関係を考察したい。

益州の伝統的な儒教は「蜀學」と呼ばれ、楊春卿に始まる讖緯の学をその中心的な学問内容とする。讖緯の学とは、神秘主義的な儒教であり、未来の予言を記す緯書の解釈を重視する。^(二六) 楊春卿の孫、楊厚の門生として、董扶・任安に次ぐ名声を持っていた周舒は、蜀漢の成立以前に、『三國志』卷四十二周羣傳に、

時人問ふもの有り、「春秋讖に曰く、『漢に代はる者は當塗高なり』と。此れ何の謂ぞ」と。(周)舒曰く、「當塗高とは、魏なり」と。郷黨の學者私かに其の語を傳ふ。

とあるように、漢に代わるものを魏であると予言していたという。かかる予言こそ蜀學の特徴であり、この文言が伝えられる蜀で「末っ子の漢」という意味の「季漢」を建国したのであるから、諸葛亮の統治は困難が予想されよう。

話は遡る。劉備が入蜀して劉璋を打倒し、益州「名士」や豪族の既得権を保護すると、蜀學の構成員も多く劉備政権に参加した。漢中を取って勢力を拡大する中、曹魏により獻帝が殺害されたという誤報が伝えられると、蜀學は祥瑞の発生を言い、劉備の即位を正当化する緯書を捏造する。『三國志』卷三十一先主傳に、

故に議郎・陽泉侯の劉豹、青衣侯の向舉、偏將軍の張裔・黃權、大司馬屬の殷純、益州別駕從事の趙・治中從事の楊洪、從事祭酒の何宗、議曹從事の杜瓊、勸學從事の張爽・尹默・周ら上言するに、「臣聞くならく、『河圖洛書、五經讖緯は、孔子の甄かにする所、驗應は自ら遠し』と。謹みて洛書甄曜度を案するに曰く、『赤は三日、徳九世に昌んにして、備に會ひ合して帝際と爲る』と。洛書寶號命に曰く、『天は帝道を度し、備皇を稱す。統を以て契を握り、百成して敗れず』と。洛書・運期に曰く、『九侯七傑命を争ひて民炊骸し、道路籍籍人頭を履む。誰ぞ主者とせしむ。玄且に來たらん』と。孝經鉤命決に曰く、『帝三建し、九に備に會ふ』と。臣〔巨〕^(二七)の父たる羣は未だ亡ぜざる時に言ふ、『西南に敷しは黃氣有り、直立すること數丈、見れ來ること積年、時時景雲祥風のより下り來りて之に應ずる有り、此れ異瑞爲り。……』と」と。

とある。掲げられた緯書のうち、『洛書甄曜度』は、『續漢書』志七 祭祀上 封禪に、「書甄曜度に曰く、『赤は三たび徳九世に昌んにして、修に會ひ符合して帝際す。勉め刻みて封ず』と」とあるように、本来は後漢のための緯書を、「修」の字を「備」に代えることにより、劉備の受命を正当化する緯書としたものである。同様に、『孝經鉤命決』も、『續漢書』志七 祭祀上 封禪に、「孝經鉤命決に曰く、『予誰か行はん。赤劉帝を用ふるに、三たび孝を建て、九に修に會ひ、專茲竭行して岱青に封ず』と」とあり、「修」を「備」に代えたものであることが分かる。^(二八)さらに、周羣がすでに劉備の即位を予言していたことを上奏することにより、蜀學は蜀漢政權に迎合し、劉備の支配を正当化するための緯書を提供したのである。

蜀漢政權側もこれに応え、『春秋公羊傳』を尊重することにおいて蜀學を包含する後漢の官学であった今文學により、益州に接しようとした。許靖を太尉に任命する詔には、「五教在寬」という『尚書』堯典の理念が掲げられ、『三國志』卷三十九 許靖傳)、甘皇后の追尊には、「母以子貴」という『春秋公羊傳』の論理が援用された(『三國志』卷三十四 先主甘皇后傳)^(二九)。しかし、周舒のころから漢から魏への王朝交替を語り継ぐ蜀學の伝統と蜀漢政權とは、何の矛盾もなく相互理解を行い得たわけではない。張裕は劉備に逆らい、その没年を予言したため、諸葛亮の諫止を押し切った劉備に処刑された(『三國志』卷四十二 周羣傳附張裕傳)。劉備が孫吳と戦おうとした際、天の時に利がないことを述べ、東征を止めようとした秦宓は、劉備により投獄されているのである(『三國志』卷四十二 秦 傳)。

劉備の蜀學への弾圧をいずれも諸葛亮が止めているように、諸葛亮は蜀學を尊重する立場を取った。諸葛亮が学んだ荊州學は、『春秋左氏傳』を中心とするうえ、識緯の学を否定するため、^(三〇)蜀學とは経義としては對抗関係となる。それでも、諸葛亮は、劉備の死後、秦宓を登用して丞相府の別駕從事となし、秦宓に董扶・任安の人物を尋ねて蜀學の復興に心を砕いた(『三國志』卷三十八 秦 傳注引『益部耆舊傳』)。また、劉備親政期には、「龔」と称して出仕

しなかつた杜微に対して、諸葛亮は、『三國志』卷四十二杜微傳に、

德行を服聞し、飢渴して歷時す。清濁流を異にし、咨覲に縁る無し。王元泰・李伯仁・王文儀・楊李休・丁君幹・李永南兄弟・文仲寶ら、毎に高志を歎ずれば、未だ見ざるも舊の如し。猥りに空虚を以て、貴州を統領す。

徳薄く任重く、慘憺として憂慮す。朝廷（後主劉禪）は今年始めて十八、天姿仁敏、徳を愛し士に下り、天下の人、漢室を思慕す。君と與に天に因り民に順ひ、此の明主を輔け、以て季興の功を隆さんと欲するなり。

と手紙を渡し、蜀漢政権への協力を要請している。その際、諸葛亮が杜微の名声を王謀・李伯仁・楊洪・丁君幹・李邵・李朝・文恭ら益州人士（王連だけは益州在住の荊州人士）から、聞いている点には着目してよい。多くの益州人士が諸葛亮の主事する蜀漢「名士」社会の構成員となり、それへの杜微の参加を蜀漢「名士」社会全体で要請するという形式を取っているためである。杜微は諸葛亮の熱意に応え、諫議大夫に就いている。

こうして諸葛亮は、荊州學に基づき「猛」政を展開する一方で、蜀漢「名士」社会の形成とともに蜀學の振興を図り、「名士」社会の文化的価値の中心に儒教を位置づけていった。蜀漢政権後期における蜀學を代表する譙周が、五丈原で諸葛亮が陣没した際、禁令が出る以前に真っ先に弔問に訪れ、諸葛亮への敬愛の情を表したことは、『三國志』卷四十二 周傳、諸葛亮の振興によって蜀學が復興したことを端的に物語るのである。

ただし、これは諸葛亮という指導者が存在して初めて成り立つ妥協であつた。『春秋公羊學』を中心とする官学に含まれる蜀學と『春秋左氏傳』を中心とする荊州學とは、経義が明確に異なる。『三國志』卷四十二 孟光傳に、

（孟光）漢家の舊典に長じ、公羊春秋を好みて左氏を譏呵す。毎に來敏と此の二義を争ふ。

とあるように、政権で優越する荊州人士の儒教である荊州學への反発はつねに存在した。「乱羣」と評された來敏が失脚した背景には、『三國志』卷四十二 來敏傳、かかる対峙性を想定してよい。ことに、諸葛亮の死後、蔣琬・費

禪輔政期を経て、姜維が北伐を繰り返すと、蜀学が秘かに伝えてきた「漢に代はる者は當塗高なり」という予言が公然化してくる。蜀漢の滅亡の前年、周は蜀漢が滅亡して曹魏に代わることを讖緯の言葉で柱に書きつけた（『三國志』卷四十二 杜瓊傳）。蜀学が諸葛亮の宣揚を契機とする蜀漢政権との関係を断ち切って、本来の予言に立ち戻った時、蜀漢政権は滅亡したのである。

おわりに

諸葛亮は、「漢」の最終的な継承者であった。主君劉備が漢室の一族と称し、漢室復興を国是に曹魏と戦い続けたためだけではない。諸葛亮は、後漢「儒教国家」で確立した儒教一尊の価値観の正統な後継者なのであった。曹魏の基礎を築いた曹操は、多様な価値観を尊重して、貴族文化の魁(三二)となった。先進的と評してよいであろう。これに対して諸葛亮は、荊州學に基づき法刑を重視するなどの新しみを加えながらも、蜀學を尊重したようにあくまで「漢」の伝統を継承する。悪く言えば保守的ですからある。次代を切り開く存在とは成り得なかった。しかし、中国が自身の伝統として「漢」を振り返った時、例えば朱子は諸葛亮を極めて高く評価した。(三三)長期的には諸葛亮の評価が高かったことを『三國志演義』は今に伝えるのである。

〔注〕

- (一) 例えば、周一良（一九七四）は、諸葛亮を法家の代表人物の一人と位置づけ、その内政から兵法までを法家思想により位置づけた。しかし、かかる研究は、四人組の法家尊重を歴史研究に投影させたもので、諸葛亮の本質を理解するものとは、言い難い。

(二) 馬植傑(一九九三)は、諸葛亮の蜀の統治は刑法と徳化を併用したと理解し、万繩楠(一九七八)は、諸葛亮の法制思想には、いくぶんかの民主的要素が含まれていると解釈する。また、張大可(一九八六)は、諸葛亮の法の重視を漢末の政治腐敗により、豪族が跋扈する現状への対応したと把握する。なお、成都市諸葛亮研究会(一九八五)は、この時代での中国における諸葛亮研究の水準を把握することができる。

(三) このほか、内藤虎次郎(一九九七)は、記述の随所に内藤支那学の見識が窺われるとともに、若年層の登用を訴えるその主張に、若き日の湖南の政治への情熱が感じられる。宮川尚志(一九四〇)は、個々の記述に明確な資料の裏づけがあり、正確さ・時代相の把握などにおいて、現在でも高い評価を受けるべき伝記である。狩野直禎(一九六六)は、三国時代の専門家の手による伝記として、一定の価値を有している。

(四) 林田論文が基づく川勝義雄の「清流」豪族論に対する批判は、渡邊義浩(一九九一―b)を参照。

(五) 後漢を「儒教国家」と理解することに關しては、渡邊義浩(一九九五)を参照。

(六) 『太平御覽』卷四百七十 所引『晉中興書』に、「何法盛晉中興書曰、『諸葛氏之先出自諸國。漢司隸校尉諸葛豊、以忠強立名。子孫代居二千石。三國之典蜀有丞相亮、員有大將軍瑾、魏有司空誕。名並蓋海内爲天下盛族』とあり、諸葛豊の子孫が代々二千石の家柄となっていたことを伝えている。なお、諸葛亮の伝記には、内藤虎次郎(一九九七)、宮川尚志(一九四〇)、狩野直禎(一九六六)などがあり、内藤虎次郎(一九九七)は、記述の随所に内藤支那学の見識が窺われるとともに、若年層の登用を訴えるその主張に、若き日の湖南の政治への情熱が感じられる。宮川尚志(一九四〇)は、個々の記述に明確な資料の裏づけがあり、正確さ・時代相の把握などにおいて、現在でも高い評価を受けるべき伝記である。狩野直禎(一九六六)は、三国時代の専門家の手による伝記であり、成都市諸葛亮研究会(一九八五)は、中国における諸葛亮研究の水準を把握することができる。

(七) 「名士」が経済力や軍事力ではなく名声を支持基盤とすることは、渡邊義浩(一九九一―a)(一九九五)を参照。

(八) 曹操の徐州大虐殺、並びにそれにより曹操が一部の「名士」の支持を失い拠点の兗州を失いかけたこと、その後「名士」

の支持回復策として献帝を擁立したことは、渡邊義浩（二〇〇一—a）を参照。ちなみに、のち諸葛亮と交渉して劉備集団と同盟を結び、曹操を赤壁で打倒することに功のあった孫呉の魯肅も徐州出身である。諸葛亮と同様の反曹の思いを魯肅にも見ることができよう。

（九）福井重雅（一九七四）（一九七五—a）（一九七五—b）を参照。また、漢に代わる王朝の出現を説く圖讖が多く出現したことについては、平秀道（一九七四）を参照。

（一〇）池田秀三（一九九三）は、應劭の『風俗通義』の皇霸篇は、革命是認のために書かれたとし、内山俊彦（一九八四）は仲長統の天の超越化・天人相関説への批判に漢王朝への告別を見る。

（一一）田余慶（一九八一）は、諸葛亮による李嚴の処罰を、諸葛亮と李嚴という旧劉備・劉璋両集団の二人の実力者による二頭政治と蜀漢政権形成時の政治形態を捉える視角から、諸葛亮による李嚴の免官を前者による後者の征服と位置づける。かかる側面を否定はしないが、本質的には、両者の「漢」への思想的位置の違いが、その対立の根本であると考えられる。なお、諧謔を交えて返答しなければならなかったのは、「君自ら取るべし」という劉備の遺言を真剣に拒否すれば、劉備を批判することになりかねないためである。

（一二）堀池信夫（一九八八）は、何休の『春秋公羊解詁』が、漢を受命の王とし、『春秋』が漢のために作られたとすることを、漢の大平の無窮の目的のために著したためと理解する。

（一三）劉表政権が蔡瑁・蒯越ら荊州「名士」の在地社会への規制力に依拠していたことは、渡邊義浩（一九八八）を参照。

（一四）後漢の支配が豪族の在地社会への規制力を利用する「寛」治であったことは、渡邊義浩（一九九四）を参照。

（一五）徐庶を仲介者としながら、諸葛亮と劉備との「せめぎあい」の中で、劉備が諸葛亮に三顧の礼を尽くさざるを得なかったことについては、渡邊義浩（一九八八）を参照。

（一六）襄陽グループ以外の荊州支配下の「名士」や豪族の動向に関しては、渡邊義浩（一九八八）を参照。

（一七）荊州学の内容、及びその経学上の位置づけに関しては、加賀栄治『一九六四』を参照。

(一八) 池田秀三(一九九〇・一九九一)は『禮記解詁』を著した盧植にとり重要なことは、経義の大義を知り、その大義を實踐に移すことであつたという。黄巾の乱が起こると、盧植は四府の推挙により北中郎將となり、北軍五校の士を將いて討伐に赴き、乱の平定後は、董卓の専横に敢然と立ち向かい免官されている。

(一九) 後漢末の儒教の内発的な発展の中から、「寛」治を克服する「猛」政が『春秋左氏伝』に基づきながら提唱され、曹操政権下でも荀彧ら潁川グループにより推進されたことについては、渡邊義浩(二〇〇一b)を参照。

(二〇) 陳紀は、「猛」政の具体的な方策として肉刑の復活を掲げていた。陳紀の子である陳羣や荀彧などの潁川グループが、曹魏政権において「猛」政の具体的な政策として肉刑の復活を掲げたことも、渡邊義浩(二〇〇一b)を参照。

(二一) 諸葛亮が卒して蜀漢政権が衰微すると、大赦も多発されるようになっていく。具体的にいえば、劉備の即位から諸葛亮の死去に至る十四年間には大赦は、劉備即位の章武元(二二一)年と、『三國志』卷三十一(先主伝)、劉禪の即位の建興元(二二三)年(『三國志』卷三十三(後主伝))との二回しか実施されていない。ついで諸葛亮の死後、後事を託された蔣琬・費禕が統治した二十年間には、延熙元(二三八)年・六(二四三)年・九(二四六)年・十二(二四九)年・十四(二五一年)と五回施行される(『三國志』卷三十三(後主伝))。董允が死去して費禕も曹魏の降人に殺害され、宦官黄皓の専権が始まると、滅亡までの十年間に延熙十七(二五四)年・十九(二五六)年・二十(二五七)年・景耀元(二五八)年・四(二六二)年・六(二六三)年と六回もの大赦が濫発されている(『三國志』卷三十三(後主伝))。大赦は、蜀漢政権においても、政治に裨益する所はなかつたのである。

(二二) 『晉書』卷三十 刑法志に、「漢承秦制、蕭何定律、除參夷連坐之罪、増部主見知之條、益事律興・厥・三篇、合為九篇。……後人生意、各為章句。叔孫宣・郭令卿・馬融・鄭玄諸儒章句十有餘家、家數十萬言。凡斷罪所當由用者、合二萬六千二百七十二條、七百七十三萬二千二百餘言、言數益繁、覽者益難。天子於是下詔、但用鄭氏章句、不得雜用餘家」とある。

(二三) 蜀科が劉備の漢中王時代に編纂されたものであること、及び三国時代全体における科法の尊重に関しては、宮川尚志(一

九六九)を参照。

(二四) 富谷至(二〇〇一)。また、富谷は、西晋の泰始律令の令について、非刑罰・行政法典の誕生には、すでに典籍となっていた禮典の存在が意識され、與ること大であった、としている。

(二五) 諸葛亮の益州統治と蜀漢「名士」社会の形成については、渡邊義浩(一九八九)を参照。

(二六) 楊氏を中心とする「蜀学」の展開については、吉川忠夫(一九八四)を参照。

(二七) 盧弼『三国志集解』の当該箇所諸説を掲げるように、ここには誤脱がある。上奏文の最後に名の掲げられた「譙周」を「周羣」の誤りとするか、「臣の父羣」を「巨の父羣」とするかの手段により、周巨の父である周羣が気を観察して劉備の即位を予言していたという文意を通せばよいわけである。ここでは、後者に従い、「臣」を「巨」に改める。

(二八) 平秀道(一九七七)によれば、他の二つの緯書は他に用例がなく、劉備のために新たに作成したものであるという。

(二九) 『尚書』堯典の「五教在寛」を典拠に「寛」治が正当化されていたことは渡邊義浩(一九九四)を、『春秋公羊伝』の「母以子貴」により外戚の与政が正当化されていたことについては渡邊義浩(一九九〇)を参照。

(三〇) 荊州学を継承する王肅は、「古学を推引して以て其の義(讖緯の学の理論)を難」じたという『隋書』卷三十二經籍志一 讖緯。吉川忠夫(一九八四)を参照。

(三一) 曹操が文学を初めとする新たな文化を創造したことは、渡邊義浩(一九九五)を参照。

(三二) 歴代の諸葛亮評価に関しては、渡邊義浩(一九九八)を参照。

《 文献表 》

池田秀三「盧植とその『禮記解詁』(上)、(下)」(『京都大学文学部研究紀要』二九、三〇、一九九〇、一九九一年)。

池田秀三「説風俗通義皇霸篇札記」(『中国思想史研究』一六、一九九三年)。

内山俊彦「仲長統―後漢末一知識人の思想と行動」(『日本中国学会報』三六、一九八四年)。

- 加賀栄治『中国古典解釈史 魏晋篇』（勁草書房、一九六四年）。
- 狩野直禎『諸葛孔明』（人物往来社、一九六六年）。
- 平 秀道『魏の文帝と圖緯』（竜谷大学論集）四〇四、一九七四年）。
- 平 秀道『蜀の昭烈帝と讖緯』（竜谷大学論集）四〇九、一九七七年）。
- 富谷 至『晋泰始律令への道—第二部 魏晋の律と令』（『東方学報』七三、二〇〇一年）。
- 内藤虎次郎『諸葛武侯』（東華堂、一八九七年）。
- 林田慎之助『諸葛孔明と荀彧、孔融』（『中国—社会と文化』四、一九八九年）。
- 福井重雅『黄巾集団の組織とその性格』（『史観』八九、一九七四年）。
- 福井重雅『黄巾の乱と起義の口号』（『大正大学研究紀要』文学部・仏教学部 五九、一九七五年—a）。
- 福井重雅『黄巾の乱と伝統の問題』（『東洋史研究』三四—一、一九七五年—b）。
- 堀池信夫『何休の『元』（『漢魏思想史研究』明治書院、一九八八年）。
- 宮川尚志『諸葛孔明』（富山房、一九四〇年）。
- 宮川尚志『三国時代の国家観念と科法の尊重』（鎌田博士還暦記念歴史学論叢『鎌田先生還暦記念会、一九六九年）。
- 吉川忠夫『蜀における讖緯の学の伝統』（『讖緯思想の総合的研究』国書刊行会、一九八四年）。
- 渡邊義浩『蜀漢政權の成立と荊州人士』（『東洋史論』六、一九八八年）。
- 渡邊義浩『蜀漢政權の支配と益州人士』（『史境』一八、一九八九年）。
- 渡邊義浩『漢魏交替期の社会』（『歴史学研究』六二六、一九九一年—a）。
- 渡邊義浩『後漢国家の支配と儒教』（雄山閣出版、一九九五年）。
- 渡邊義浩『後漢時代の外戚について』（『史峯』五、一九九〇年、『後漢国家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所収）。
- 渡邊義浩『後漢時代の党錮について』（『史峯』六、一九九一年—b、『後漢国家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所収）。

渡邊義浩「『徳治』から『寛治』へ」（『中国史における教と国家』雄山閣出版、一九九四年、『後漢国家の支配と儒教』前掲に改題のうえ所収）。

渡邊義浩「三国時代における『文学』の政治的宣揚―六朝貴族制形成史の視点から」（『東洋史研究』五四―三、一九九五年）。

渡邊義浩「三国政権形成前史―袁紹と公孫瓚」（『吉田寅先生古稀記念 アジア史論集』（東京法令出版、一九九七年）。

渡邊義浩「諸葛亮像の変遷」（『大東文化大学漢学会誌』三七、一九九八年）。

渡邊義浩「曹操政権の形成」（『大東文化大学漢学会誌』四〇、二〇〇一年―a）。

渡邊義浩「『寛』治から『猛』政へ」（『東方学』一〇二、二〇〇一年―b）。

周一良「諸葛亮和法家路線」（『歴史研究』一九七四―一、一九七四年）。

成都市諸葛亮研究会（編）『諸葛亮研究』（巴蜀書社、一九八五年）。

張大可「論諸葛亮」（『社会科学（蘭州）』一九八六―一、一九八六年、『三国史研究』甘肅人民出版社、一九八八年に所収）。

田余慶「李嚴興廢和諸葛用人」（『中華學術論文集』中華書局、一九八一年）。

馬植傑「劉備託孤与諸葛亮治蜀和北伐」（『三国史』人民出版社、一九九三年）。

万繩楠「論諸葛亮的“治夷”精神」（『安徽師大學報』哲学社社会科学版一九七八―三、一九七八年、『魏晉南北朝史論稿』安徽教育出版社、一九八三年に所収）。

余明俠『諸葛亮評伝』（南京大學出版社、一九九六年）。